

【条例名】伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例

◆制定理由

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)の施行により、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)が改正されました。この法改正に伴い、指定居宅介護支援(基準該当居宅介護支援を含む。以下同じ。)の事業における所管事務が三重県から市へ移管されることとなります。

これに伴い、指定、管理等に必要な指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定めるものです。

◆制定内容

以下の基準を除き、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号 平成 30 年 4 月 1 日施行分)と同基準としています。

(1) 事業所の連携先の追加

内 容	国の基準	規定なし
	伊賀市条例	住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者 (備考) 地域のボランティア団体や地域の老人クラブなど
国の基準と異なる基準とした理由		伊賀市の地域包括ケアシステムを推進する上で、これらとの連携が重要となるため。
該当箇所		第 3 条第 4 項(基本方針)、第 34 条(準用)

※市が指定する指定介護予防支援事業についても同様の規定

(2) 暴力団等の排除

内 容	国の基準	規定なし
	伊賀市条例	指定を受ける法人の役員等が、暴力団員等でないこと。 (備考)「暴力団員等」とは指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）等をいう。
国の基準と異なる基準とした理由		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）の趣旨を踏まえ、独自基準を追加したもの。
該当箇所		第4条（指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる者）

※市が指定する指定地域密着型（介護予防）サービス事業及び指定介護予防支援事業についても同様の規定

(3) 非常災害対策

内 容	国の基準	規定なし
	伊賀市条例	震災、風水害、火災その他の災害に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めること。
国の基準と異なる基準とした理由		東日本大震災の教訓を踏まえ、非常災害発生時の従事者並びに利用者の安全確保のための計画作成・周知を努力義務とする。 (備考)三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例において独自基準として規定されていたもの。
該当箇所		第23条（非常災害対策）、第34条（準用）

(4) 利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間

内 容	国の基準	完結の日から2年間（三重県においても2年）
	伊賀市条例	完結の日から5年間 （備考）「完結の日」は「書類が完結した日」を指します。 ・日々作成する記録は、サービスを提供した日 ・期間の定めがあるものは、その期間の満了日 ・必要に応じて作成する記録は、記録を整備した日
国の基準と異なる基準とした理由		介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、記録の保存期間を対応させる。
該当箇所		第33条（記録の整備）、第34条（準用）

※市が指定する指定地域密着型（介護予防）サービス事業及び指定介護予防支援事業についても同様の規定

◆施行日及び経過措置

（施行日）

平成30年4月1日（ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第16条第20号 訪問回数の多い利用者への対応	訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。 （※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて平成30年10月から施行する。
--	--

(経過措置)

<p>(管理者) 第6条第2項 管理者は主任介護支援専門員 であること</p>	<p>事業所の管理者について、平成33年3月31日までの間については、従前と同様に介護支援専門員を管理者にすることができることとする。</p>
<p>(記録の整備) 第33条 完結の日から5年間保存</p>	<p>サービス提供に関する記録について、従前の三重県条例の規定を考慮し、条例施行日までに提供した記録の保存は、従前と同様（2年間）とすることができることとする。</p>